

# マイカー通勤規程

## (目的)

第1条 本規程は、従業員が所有（占有を含む。）する私有車を、通勤時に使用する場合の要件と管理に関する事項を定め、私有車による通勤中の安全と当制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程でいう私有車とは、従業員が所有又は占有する道路交通法に定められた運転免許を要する車両で、通勤に相当と考えられるものをいう。

2. 前項でいう私有車には、自動二輪車、原動機付自転車を含む。
3. この規程でいう占有とは次のいずれかにより借用している状態をいう。
  - (1) 使用する権利を有していること
  - (2) 二親等以内の親族の所有車両でその者の同意を得ていること

## (主管部門及び責任者)

第3条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

## (申請手続き)

第4条 私有車を使用して通勤しようとする従業員は、「マイカー通勤使用届」に所定事項を記入し、次の書類を添付のうえ所属長経由で人事総務部に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証（写）
- (2) 自動車検査証※（写）
- (3) 自動車保険証券（自賠責、任意）（写）

※原動機付自転車の場合は自動車検査証にかえて自動車損害賠償責任（自賠責）保険証（写）

## (許可基準)

第5条 私有車通勤使用の許可基準は次によるものとする。

- (1) 通勤に他の交通機関が利用できないこと。または、他の交通機関を利用することが著しく不便であること。
- (2) 通勤私有車に次の内容で自動車保険に加入していること。

- |         |     |
|---------|-----|
| ①対人賠償保険 | 無制限 |
| ②対物賠償保険 | 無制限 |

## (私有車通勤許可の有効期限)

第6条 許可の有効期間は第5条(2)に定める自動車保険の満期日とする。ただし、通勤車両の変更をするときは、その時点で許可の有効期間が終了する。

2. 有効期間満了後も私有車通勤しようとする従業員は、第4条の手続きにより申請を行う。

(私有車通勤の不許可・取消し)

第7条 会社は、私有車通勤者が次の各号に該当する場合、私有車通勤の許可を与えない。あるいは既に与えた許可について期間を定めて取消す。

- (1) 過去において交通事故の件数が多い、あるいはその程度が重大である場合
- (2) 交通違反の件数が多い、あるいは飲酒運転・無免許運転など悪質な違反の事実が明らかになった場合
- (3) 正常な運転を維持できない健康状態にある場合
- (4) 滑り込み出勤・遅刻が多く、出勤途上の安全運転が懸念される場合
- (5) 当規程に違反する行為があった場合
- (6) 第5条1項の(2)定める自動車保険に加入していない場合

(届出の義務)

第8条 次の各号に該当した場合は、すみやかに人事総務部に届け出なければならない。

- (1) 通勤途上で、交通違反・事故があった場合
- (2) 自動車保険契約の内容に変更があるとき
- (3) 免許証記載事項に変更があるとき
- (4) 住居に変更があるとき
- (5) 私有車通勤使用を止めるとき

(運転者の遵守事項)

第9条 私有車通勤者は交通法規を遵守し次のような行為を行ってはならない。次のような行為を行った場合は、情状に応じ、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

- (1) 無免許運転
- (2) 酒酔いまたは酒気帯び運転
- (3) 最高速度違反運転
- (4) 違法駐車および放置行為
- (5) その他道路交通法および関連法令が禁止している行為

(事故の責任)

第10条 私有車通勤者が通勤途上で起こした事故について、会社は一切責任を負わない。

2. 私有車通勤者は、自己の責任と負担において前項の事故を処理し、会社に迷惑・損害を及ぼしてはならない。

(求償)

第11条 従業員が私有車の通勤使用で事故を起こし、そのために会社が損害賠償責任を負担するなどの損害を被った場合は、会社は当該従業員及び身元保証人に対し、会社が被った損害または損害賠償額を請求することができる。

(通勤手当)

第12条 私有車通勤許可を受けた従業員に対する通勤手当は、下記の通りとする。

2Km 以上 5Km 未満	2,050 円
5Km 以上 10Km 未満	4,100 円
10Km 以上 15Km 未満	6,500 円
15Km 以上 20Km 未満	8,900 円
20Km 以上 25Km 未満	11,300 円
25Km 以上 30Km 未満	13,700 円
30Km 以上 35Km 未満	16,100 円
35Km 以上 40Km 未満	18,500 円
40Km 以上 45Km 未満	20,900 円
45Km 以上	24,500 円

(会社の補助等)

第13条 会社は、通勤時に発生する高速等の有料道路料金や駐車場料金は、会社が特別に認める場合以外、一切負担しない。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 28 年 8 月 22 日より実施する。